

# 文化

## 沈黙に向き合う

沖繩戦聞き取り47年

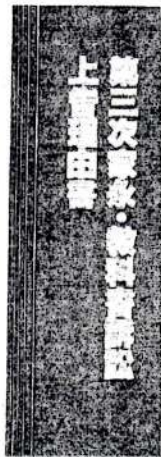
石原 昌家

(50)

本連載で家永教科書裁判本軍のために殺された人」に関して、第38回(4/25)から書きつづけている。1人との間接的に殺されたものも993年10月20日の第三次家永教科書訴訟の東京高裁判決、さらに97年8月20日の同訴訟最高裁(上告審)判決までは日本政府が、住民の沖繩戦体験をどのように認識しているのか、沖繩の地元新聞を通して改めて確認していく。その前に前回に引き続き、第一審の肝要部分を紹介する。

### 間接殺害

家永氏は沖繩戦で、「日」



「第三次家永教科書訴訟 上告理由書」

22)で既述してきたが、ここでは触れていない重要史料を「意見書」の中からみておきたい。それは沖繩戦を知る多くの人のにとっても驚くべき史料であろう。

1945年3月、波照間島に潜入した陸軍中野学校出身の離島残置隊者(工作員)山下虎雄軍曹(偽名)

### 第二審判決

## 「不正当な判断」示す

### 事実証言も違憲性認めず

が、波照間島全住民を悪性マラリア発生地の西表島南風見に退去命令を下した。住民が恐れていた通りほぼ全住民がマラリアに罹患した。1982年9月、私たちが波照間島で調査した結果、45年当時の島内人口1275人中1259人(98・7%)が罹患して、46人(36・2%)死亡したことが判明した。私はそれについて当時の史料でもって日本軍の間接殺害を裏付

す(中略)

同年四月八日 其ノ筋ノ命ニ依リ部属民一人残ラズ西表島南風見へ引越シ避難スルコトナリ児童ハ父兄ト共ニ職員ハ部属民ト共ニ次々引越シ学校ハ重要書類及器具ヲ保持シテ四月半ヲ過ギテ引越ラヌ(中略) 同年七月三十日 マラリア罹病者続出シ死亡者数十名ニ上リシタメ職名校長一行ハ夜行テ旅団本部へ行キ窮状報告ト帰島ノ件許可ナ

ルヤウ陳情ス 即日許可ナシ 職名訓導西表島ユア島ル 職名訓導西表島ユア島ル 職名訓導西表島ユア島ル 職名訓導西表島ユア島ル

へ退去させられ、沖繩の石川では琉球政府の前身にあたる沖繩諮詢会が発足する直前の8月7日、波照間へ帰島し、マラリア地獄の中で島の人口約3分の1の命が奪われていったという。この高裁で証言(意見書)と、判決を待った。

琉球新報は、93年10月19日(朝刊21面)で「家永教科書訴訟あす判決」 「多くは望めない」沖國大の石原教授ら「家永訴訟で見通

民ハ食無ク看病人ナクテ死シ 亡者続出シ数百人ヲ死セシメ児童モマラリアノ為ニ「六十六名」死亡セリ(「意見書」56頁以下)

米軍が北谷、読谷へ上陸した4月1日、波照間国民学校では入学式が挙行されていた。そして日米最後の地上戦闘が宮野湾敷敷方面で始まったころの4月8日、「其ノ筋ノ命」という軍命により、全住民西表島

「戦争記述への検定が焦点」第3次で東京高裁」という見出しのもと、「二十日の判決について石原教授は『多くは望めない』としながらも『細川新首相が先の大戦を侵略戦争と認め、戦争責任の所在を内外に明らかにした。裁判所は自由裁量な判断を下せる環境が整った。事実に基づいて判断してほしい』と話し、家永氏敗訴の場合『戦争責任を認める新政権の文部省は判決にどう対応するのか』と判決に注目している」と、私は記者に語っていた。

「その注目の判決は『集団自決』一審判決を支持し、記述の意図まげられず(『琉球新報』93年10月20日夕刊1面)という見出しのもと、国が家永氏に修正意見を付したこと(事実上の書き換え命令)は『適用上違憲であるとも認められない』との判断を示した」というものだった。そして同紙7面はトップ記事で「第3次教科書訴訟高裁判決」 「沖繩の心 理解されず」という大見出しのもと、私の談話は「沖繩戦で不正

当な判断」という見出しのもと「沖繩戦に関して言うならば、沖繩戦の事実を知らない日本の裁判官たちが不正当な判断を国内外に示したことになる。これは沖繩戦で亡くなった死者に対する冒とくである。沖繩県民の世論に対する真つ向からの挑戦でもある。沖繩県は、平和の発信地として平和行政を推進し、全戦没者の調査をしようとしている。沖繩県民として事実を突きつけて司法判断を覆していくべきだ」と、戦争犠牲者の怒りを代弁している。

さらに、同紙1面では、「上告し検定の誤り明らか」という見出しのもと、弁護団声明として「侵略戦争の事実をゆがめる検定を違法と判断した意義は大きく、最近の国民の戦争への反省の認識に沿ったものだ。しかし検定制度や検定処分などの違憲性を認めなかったことなどは不当。上告し、戦争の真実を隠す教科書検定の重大な誤りを明らかにする」との声明を発表した。この声明は、高裁判決で沖繩戦裁判は、最高裁判断を待つことになった。(次回30日掲載)